WEBアンケート調査
における人情報保護の課題と対応

2021年3月4日

牧野総合法律事務所弁護士法人
弁護士牧野二郎

新たな可能性と新たな課題

- 社会調査の実施においては、受託した調査会社がリアルに対象者に接触し情報収集を行う形態（「従来型調査」とします）に加えて、新たにWEBを活用した調査方法が提案、利用されてきている（**新たな可能性の拡大**）。
- WEB上のサービスも多々あることから、利用する際には、提供されるサービスの類型、特徴を把握し、リスクや責任の分岐、研究者の分担と研究者に課せられる責任内容、範囲などを考慮し、実施する必要がある（**責任の拡大**）。
- WEBサービスの場合、国境がなく、どの国からも、どの民族からもアクセス可能であり、アクセスされる可能性がある（日本語の理解のあるフランス人などからの回答があるなど）ことから、常に国際化を意識し、普遍的権利保護の視点（GDPRの視点）が必要となる（**国際化**）。
- ここでは、社会データ構造化センターの分類を基礎に置きつつ、法的視点から次の類型に区分し、その課題を明らかにしたい。

新たな調査方法の類型

従来型の調査会社に調査委託を行う形態（法律上、委託契約の締結が前提となり、委託受託関係を確立し、面接、回答確保、個人情報の取得は調査会社が実施し、その後個人識別情報など個人情報関連の情報を消去して、委託の趣旨に沿った回答のみを研究者に提供する方式）

調査対象者　　住民票などを基礎に**不特定多数から抽選・抽出**

調査パネルを利用する場合

新たな形態（研究者が主体となり、WEB上の各種サービスを利用して、アンケート調査を実施する方式、法的には委託関係に入らないで提供サービス、プラットホームを使うのみ）

第一類型　WEB調査サービスを利用。調査パネル（あらかじめ母集団が用意され、その集団から応募者を募る方式）を借用・利用する形態

統合型プラットフォーム　　SurveyMonkey，Questant，　CREATIVE SURVEY 等

調査対象者　　**サービサーのに登録のある特定多数**

（調査対象者情報は回答要求者には提供されず、各種の分析ツールの提供があるサービス）

第二類型　WEB調査ツールの提供を受けるなどして、サービサーの規約等に拘束され、調査票などを作成するが、調査対象は研究者自らが募集を行う形態。

法的には、サービスの制限あるも、研究者が主体となり、研究者の責任で調査を実施すると考えられるもの。

この類型には、調査対象者の募集方法が、

1）第三者の提供するクラウドソーシング・サービスを利用する場合

但し、<u>第一類型に類似した**ある目的で集められた特定多数集団を母集団とする場合**</u>の他、サービス提供をする第三者自身が次の２）のように**自らSNSを利用して不特定多数から応募してもらう形態の場合**など、多様と考えられる

2）自身でSNSを利用して行う場合　　**不特定多数から応募してもらう形態　Twitter,Instagram,Facebookなど**

3）自身で大学の講義など特定の集団において実施する場合

特定多数を母集団とする　　大学のクラス、学年など

WEB調査の法的構造分析

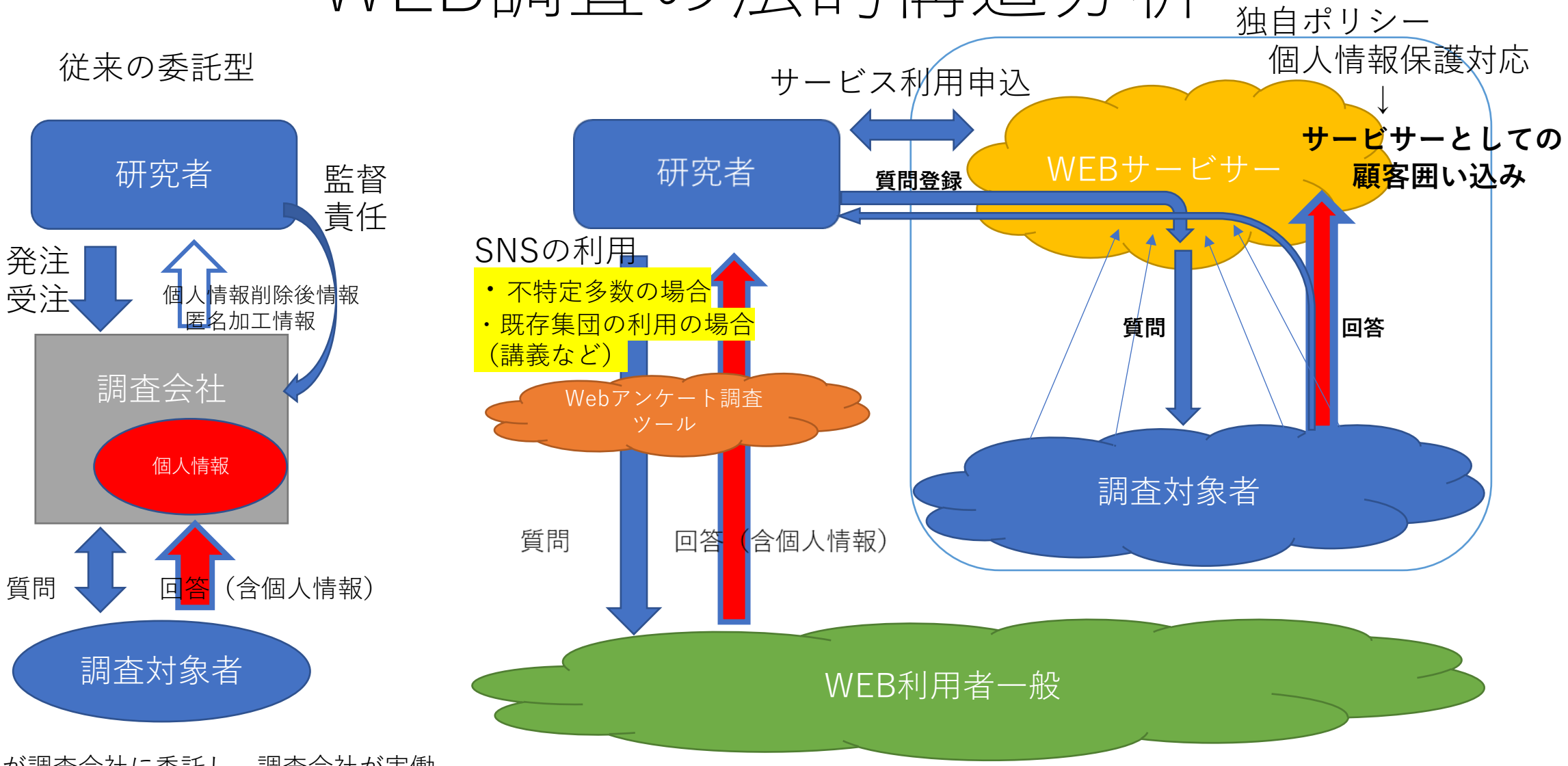

研究者が調査会社に委託し、調査会社が実働し、研究者は監督者としての責任を負う構成

研究者が提供サービスを利用して、研究者自身が主体となり、実動し、全責任を研究者が負う構成

新しい第一類型と第二類型の特徴

- 第一類型　統合型プラットホーム（pf：標準環境）利用

  プラットホームでの顧客の囲い込み済み・・・pfが個人情報対応（予めpfに対する同意をしている）

  顧客を間接的に利用させてもらう・・・・質問者が個人情報対応（利用目的など告知、回答を促す）

  回答情報は顧客（対象者）から

  ①PFへ個人情報とともに送信され、

  ②個人情報を切断した回答部分のみ質問者（研究者）に提供

  ーーー宛先が違う、共同関係でも委託関係でもない、研究者の取得情報は個人情報の一部分ではあるが統計情報同等である場合といえる。

- 第二類型　SNS等の利用

  研究者が質問票（アンケート）を作成し、調査対象者に提供し、回答を確保する。一定のツールは利用しつつも、全工程を質問者（研究者自身）が行うもの。

  回答情報は、完全に質問者にのみ提供されるケース（単純SNS、大学での講義など）と、

  ①質問者（研究者）に提供されると同時に、②同じ情報をサービサーが自動的に取得するケースがある。

  ーーー共同関係も、委託関係もないが、回答者が両方に提供されることを認識（同意？）して提供する方式

  統合pfと異なり、サービサーが調査対象者の同意を取っているかは定かではなく、研究者が質問する際に注意する必要がある。

  研究者（質問者）は、個人情報保護法：GDPRにのっとり、利用目的の明示、明確な同意取得など実施する必要がある。

従来型　　第一類型　　第二類型

実施項目	従来型の調査・パネル利用調査	統合プラットホーム	SNS等の利用（クラウドサービス含む）	大学講義利用　匿名アンケート
1 調査目的確定 調査目的確定 調査会社へ発注契約	研究者 （監督責任）	研究者	研究者（学生）	研究者（学生）
2 情報収集作業 対象者明確化 対象者把握 アプローチ 目的等説明 聴取内容記録 聴取実施記録	会社担当	1 対象者明確化 2 対象者把握 3 アプローチ 4 目的等説明 5 回答内容記録 6 聴取実施記録	1 対象者明確化 2 対象者把握 3 アプローチ 4 目的等説明 5 聴取内容記録 6 聴取実施記録	1 対象者明確化 2 対象者把握 3 アプローチ 4 目的等説明 5 聴取内容記録 6 聴取実施記録
3 情報集計・洗浄 情報点検 個人情報消去 集計	会社担当	1 情報点検 2 個人情報消去 3 集計	1 情報点検 2 個人情報消去 3 集計	1 情報点検 2 個人情報消去 3 集計
4 情報保管・管理 保管 点検管理 問合対応	会社担当	1 保管 2 点検管理 3 問合対応	1 保管 2 点検管理 3 問合対応	1 保管 2 点検管理 3 問合対応
5 事後対応・報酬 回答者への報酬送付 送付事実記録 問合対応	会社担当	1 回答者への報酬送付 2 送付事実記録 3 問合対応	1 回答者への報酬送付 2 送付事実記録 3 問合対応	1 回答者への報酬送付 2 送付事実記録 3 問合対応
6　研究・分析・まとめ・報告	研究者	研究 発表	研究 発表	研究 発表
7　廃棄・確認	会社実施/研究者確認	研究者	研究者	研究者

囲い込みで提供範囲外

囲い込みで提供範囲外

サービス内容

サービサーの制限ある場合も

見えてくる課題

第１　従来型調査、調査会社パネル利用の場合　　**新方式第一類型**（統合pf利用の場合）

①原則として調査実施・個人情報を取り扱わない

②保管管理の方法に考慮が必要

第２　WEB調査の場合（**新方式第二類型**の場合）

（１）クラウドサービスの利用

クラウドサービスのさーびいす形態により注意が必要

WEB事業者による顧客把握、囲い込みの結果、研究者には個人情報が提供されないことが想定される

（２）SNSを利用した場合　　**全ての作業を研究者自ら実施**

ただし、webアンケート調査ツールを使用した場合、変容がある

①情報集取、個人情報の取り扱い

②保管管理

③廃棄・記録

（３）大学の講義の利用など　**全ての作業を研究者自ら実施**

新しい調査方法にあっては、個人情報の保護がより強く要請される

研究者自信が、自ら、個人情報取扱者としての自覚と責任を持てるか？　個人情報保護の基本視点が重要

個人情報の取り扱いの基本枠組み

1　個人情報保護法の改正
　　改正のポイント
　　３法（行政＋独法＋個情法）の統一という課題
　　今改正作業中との話
　　社会調査（学術研究機関）との関係

2　GDPRへの準拠の必要性
　　社会調査に対する基本姿勢
　　普遍的に必要な問題

3　WEB調査実施上の現実課題　　Cookie問題

令和3年2月6日閣議決定にかかる法改正とは

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」

　個人情報関連、およびマイナンバーの取り扱い、印鑑廃止に関する調整を実施

- 個人情報保護法のほか、総数129本の関連法令の部分改正を提案

- 個人情報保護法関連
  ①　3法の統合
  ②　研究団体対応の統一化　　EUのGDPRとも調整
  ③　地方自治体の条例との関係も整理

改正法案の目的　3つ

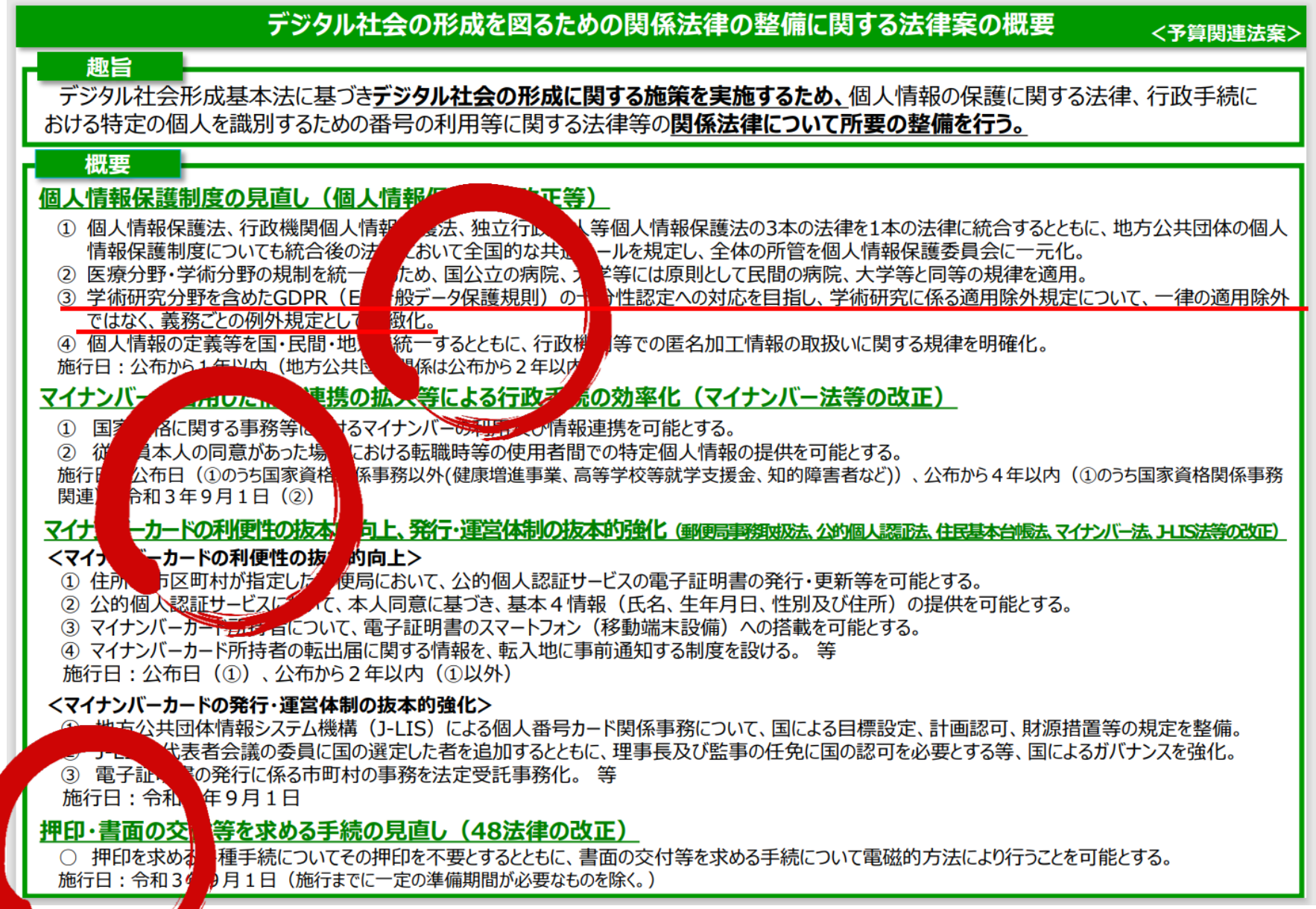

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

＜予算関連法案＞

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、**個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として明確化。
④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
施行日：公布から１年以内（地方公共団体関係は公布から２年以内）

マイナンバーの利用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外(健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など)）、公布から４年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和３年９月１日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

＜マイナンバーカードの利便性の抜本的向上＞
① 住所地の市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
② 公的個人認証サービスについて、本人同意に基づき、基本４情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。 等
施行日：公布日（①）、公布から２年以内（①以外）

＜マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化＞
① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
② 予算・代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。 等
施行日：令和３年９月１日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

○ 押印を求める手続について、各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
施行日：令和３年９月１日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

令和3年2月6日閣議決定の法律案による改正内容　概要

- 新18条（現行16条目的による制限）の除外対象に学術研究機関（大学、研究機関等、官民問わず）→明確同意確保不要の上、利用目的変更も制限なし（5）、研究機関への提供（6）も可。
- 新20条（現行17条要配慮情報の取得）要配慮個人情報の取得にかかる同意の例外規定に追加され、同意なく要配慮個人情報の取得可能（5）、研究機関の共同研究の場合の提供も可（6）
- 新27条（現行23条第三者提供同意制限）の同意不要の例外規定に追加（公表、教授につき（5）、共同研究につき（6）、提供先が学術研究団体である場合（7）に可能に（不当に害する場合を除く）・・・新145条で監督する旨明記
- 新29条（現行25条　提供記録）の例外規定に入り、記録不要に
- 新30条（現行26条　受領記録）の例外規定に入り、記録不要に
- 新31条（現行26条の１　関連情報提供制限）の例外となり、提供可能に
- 新58条　国立大学など別表２記載団体には、新32～39、40の適用排除

他方で

- 新41条仮名加工情報作成等　法令に基づく場合を除き、第三者提供を禁止（6）。許されるのは委託、合併、共同利用の場合。「法令」の指定する許容範囲は現時点では不明。
- 新57条　適用除外　　学術研究団体等は削除。総体として適用除外出されるのではなく、個別の利用制限・許容拡大を実施。さらには自治的、自律的規範要求
- 新59条　（学術研究機関等の責務）

　個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

- 新145条　研究機関等に対する個情委の勧告命令　　27条違反に対する監督権限あり
- 新146条　学問の自由の尊重
- 同　　適用除外団体（報道機関など）への情報提供については個情委は権限を行使しない

今回の研究機関に対する改正のまとめ

- GDPRの水準に沿った改正
  - ①　研究機関も個人情報取扱事業者として原則は守るべし
  - ②　研究機関として国立、公立、私立、企業立を区別しない
  - ③　研究機関の研究目的における同意不要へ傾斜（GDPR越えか？
    要配慮個人情報の取得に対する同意排除も・・・疑問あり）
  - ④　利用目的の変更も制限なく認める（GDPRと同じ）
  - ⑤　第三者提供制限緩和（GDPRには第三者提供の概念はない）
  - ⑥　研究機関相互の共同利用を広く認める

- 研究機関への監督も実施する立場を明確化
  適用除外団体としない方針・・・GDPRと同様

前回　令和2年チュートリアルの資料から

GDPRの基本的立場

- EUの個人情報保護体系

  GDPR（官民、研究機関等すべて包摂）＋各国法（刑事罰等）

  大学、研究機関も，例外なく適用対象である。

「公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いは、本規則に従い、データ主体の権利及び自由のための適切な保護措置に服する。」

§89①　　前文162

ただし、考慮事項として

「科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的に関しては、知識の増加に対する社会の正当な期待を考慮に入れなければならない。

管理者は、監督機関及びデータ主体に対し、その移転に関し情報提供しなければならない。」　前文113

その２

GDPRにおける社会調査の法的位置づけ、取扱い

公共の利益における保管の目的、科学的研究の目的、歴史的研究の目的

で行われる追加取扱いの場合、当初の目的と適合しないものとはみなされない。　　5条1項（ｂ）

○　情報取得、利用に関する同意は大前提　6条　これに例外はない。
○　第三者への提供に関しては、13条によりプライバシーノーティス（提供先名、類型）が必要である。
○　利用目的が終了した場合に、速やかに削除すべきだが、研究や、統計目的の場合、厳格な保管制限規定を緩和し、「より長い期間」保存できるとしている。　　５条1項（e）
○　一般にセンシティブデータ取得は禁止されているが、研究や統計目的の場合に禁止規定の適用排除　９条2項（j）
○　第三者からの取得の場合にもプライバシーノーティス（13条所定手続き）が必要（14条）だが、研究、統計目的の場合に、その通知が、不都合な場合、過大な負担の場合などには、通知、ノーティスは不要とする　14条5項（ｂ）
（注意：情報提供§13、同意§６、§７、未成年§８）

○研究、統計等の場合の**制限規定**の緩和89条　　同条1項の保護措置（最小限原則、仮名化、他の代替手段をとる場合）を実施するという条件のもとで、各権利規定の特定が制定できる。

EU法、加盟国法で制限可能
（統計目的は太字のみ）

15条　アクセス権
16条　訂正権
18条　取扱い制限の権利
19条　通知義務
20条　ポータビリティ権
21条　異議権

○消去の権利　目的達成できなくなるような場合に限定して、制限可能　　17条3項（d）
○異議権　　公共の利益のための利用の場合に限り、制限可能　　21条6項

話を元へ戻して、足元の課題

- 令和4年には、現行法の全面改正
  → 2020年改正「仮名加工情報」などの追加
  → 2021年改正「3法統合」「研究団体対応」
  の両改正が実施される見込み。
  それに伴い①各種ガイドラインの発表
  ②政令等による例外規定などの制定
  が実施され、内容が確定の予定。

従って、今年、令和3年3月から令和4年？月までは、現行法のままなので、現行のまま丁寧に・・・・基本はGDPRで

2020年改正個人情報保護法は

- 改正の視点　規制強化と情報利用促進
- 重要改正項目概観

1　§２(7)　保有個人データの拡大（６か月制限の撤廃）
2　§22の２　漏洩等本人通知義務
3　§23(2)　オプトアウト規制　再度のオプトアウトは禁止
4　§26の2　個人関連情報規制　関連情報取得の制限
5　§28(5)　開示対象拡大　取得経緯などの開示必要に
6　§30　請求権拡大　必要ない場合の消去請求容認等
7　§35の２，３　仮名加工情報の新設
8　§83以下　重罰化

個人情報保護法の改正（2020年改正法）

- 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が、令和２年６月５日に可決・成立し、同月12日に公布。

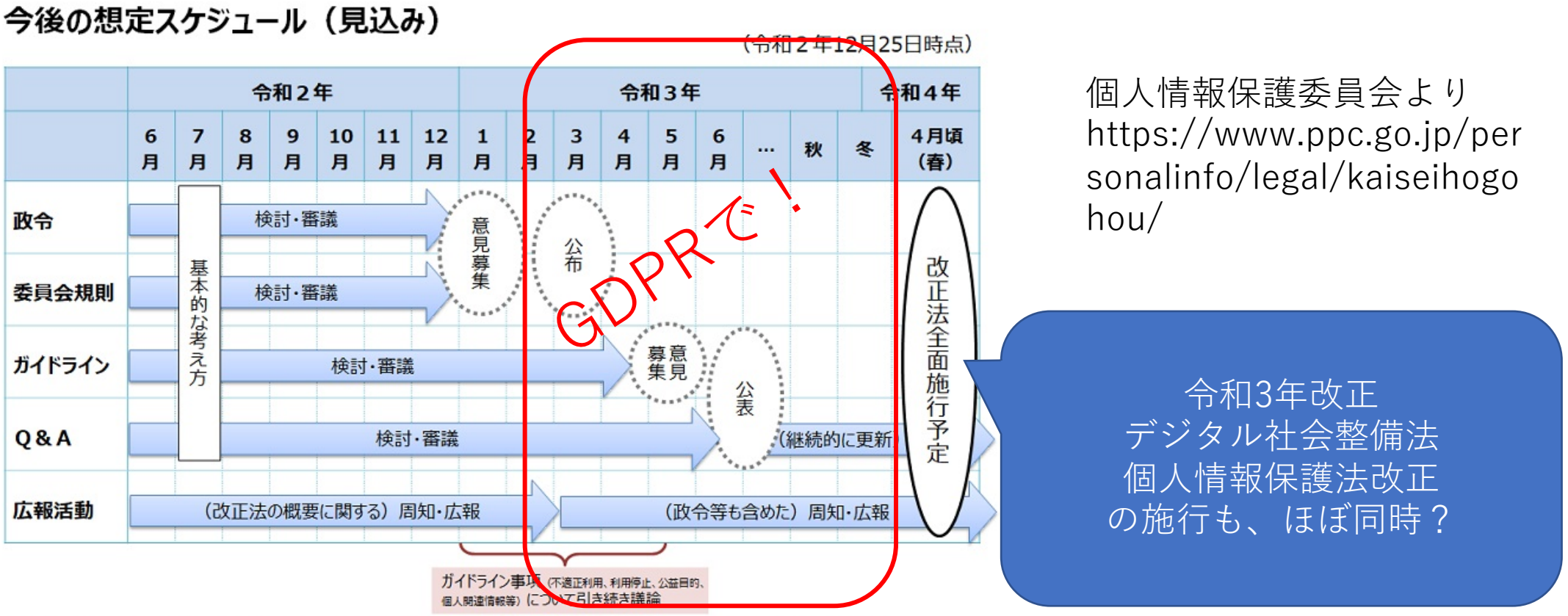

※このほか、個人情報の保護に関する基本方針、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針等についての改正も予定。
※上記の表は、第144回個人情報保護委員会（令和２年６月15日）資料１の「改正法の円滑な施行に向けたロードマップ」について、検討状況等を踏まえて修正したものであり、現時点での大まかな見込みのため、今後の状況によって変わり得る。

個人情報保護委員会より
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/

令和3年改正
デジタル社会整備法
個人情報保護法改正
の施行も、ほぼ同時？

すでに適用された改正法法定刑の改正内容

2020年12月に一部施行済み

		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報保護委員会□からの命令への違反	行為者	６月以下	**１年以下**	３０万円以下	**100万円以下**
	法人等	-	-	３０万円以下	**１億円以下**
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	１年以下	１年以下	５０万円以下	５０万円以下
	法人等	-	-	５０万円以下	**１億円以下**
個人情報保護委員会□への虚偽報告等	行為者	-	-	３０万円以下	**５０万円以下**
	法人等	-	-	３０万円以下	**５０万円以下**

覚えておきたい改正　その１
仮名加工情報の機能・効果

- 匿名情報よりもリッチな情報で、利用価値が高い（はず）
- 個人情報ではないので、取り扱いが容易に

　①漏洩報告義務などはない

　②開示請求対応などの必要もない

- 取り扱い制限

　①照合禁止

　②第三者提供の禁止（本人同意が取れない。事前に取っていた場合の移転の可否は不明）

　③安全管理措置（削除した識別情報、加工方法など）などの

　　基本的な義務は維持

仮名加工情報の範囲に注意

- 仮名加工情報
  従来　個人情報と匿名加工情報（完全に識別できない加工）
  改正　個人情報＋仮名加工情報＋匿名加工情報

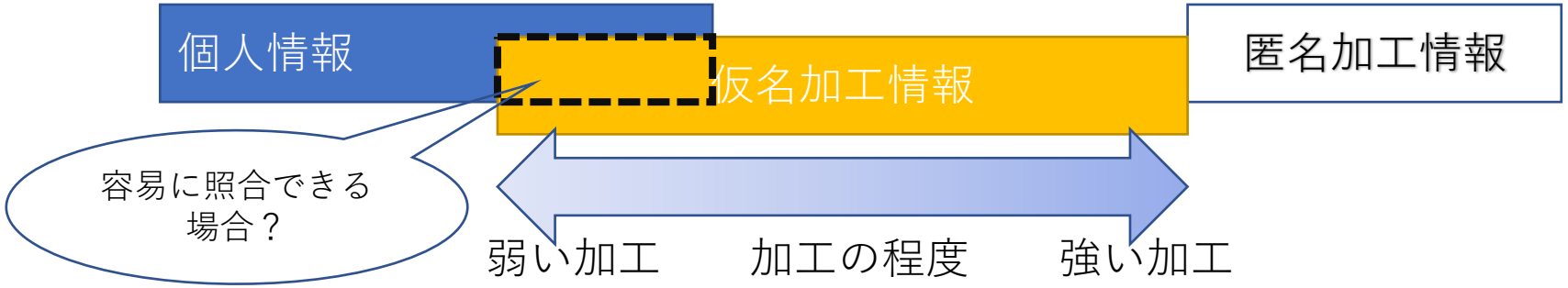

①仮名化＝個人情報に含まれる記述等の一部を削除したり、個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除することにより、<u>他の情報と照合しない限り</u>特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報のこと　§２（９）

②他方で「仮名加工情報（個人情報であるものに限る）」§35の2（3）として、個人情報でもある仮名加工情報なるものを設定

覚えておきたい改正　その２

個人関連情報（クッキーなど？）について

- 個人関連情報の新設と規制

　大学生の就職のための活動について収集した関連情報（閲覧記録、閲覧時間、傾向分析などの情報）を、個人識別情報と関連づけて利用することを規制（リクナビ事件に学ぶ・・・不意打ちは認めない、ということ）

- 個人関連情報とは・・・未定・・政令で定めるもの

　　個人情報、仮名、匿名のいずれでもないもの

- 個人関連情報取扱事業者（プラットフォーマー等？）が、閲覧記録などを第三者（就職先企業など）に提供する場合で、第三者が個人データとして取得する場合の義務の新設
- 上記データを取得するものは本人の同意を得ること

　第三者（取得者）は個人情報取扱事業者のはず。それらの義務に加えて、同意を取ることが求められた。

まとめ　研究者が取得する情報は何か

- 第一類型（統合型プラットホーム）
  事業者による囲込み前提＝研究者に個人情報を提供しない
  プラットホームが第一次取得→個人情報との関連を削除、切断
  しかし、詳細情報はそのまま→研究者には匿名情報ないし統計情報として提供

- 第二類型　SNSなどの場合　直接取得する場合=**個人情報**の取得
  クラウドソーシングの場合
  〇囲い込みサービス提供型　第一類型に類似
  〇直接情報提供型　SNS類似　個人情報

  大学での講義利用　匿名型アンケート方法　匿名加工情報
  実名型アンケート方法　**個人情報**

  実名型で後に識別情報消去の場合　**仮名加工報となる**

課題：　利用するサービス内容を確認する
①個人情報を取得するのか、否か
②情報はサービサーに行くのか、否か・・・ゆくならばその点の同意確保方法の検討
③保管方法の検討

WEB調査とGDPR

- WEB調査の広がり（地域的制限なし）

- SNSの国際性を前提に置くべき

- GDPRを基本とすべき

  同意を前提・・・十分な情報提供、利用目的の明確化
  同意の任意性確保、撤回の自由保障
  適正な管理体制の確保等